

議案第149号

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市準用河川占用料徴収条例（平成12年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

種 別		単 位	占 用 料
流水占 用料	鉱工業その他の用に供する もの	占用許可水量 毎秒1リットルにつき1月	350円
	第1種電柱	1本につき1 月	182円
	第2種電柱		279円
	第3種電柱		377円
	第1種電話柱		162円
	第2種電話柱		260円
	第3種電話柱		357円
	その他の柱類		16円

土地占 用料	共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1月	2円	
	地下電線その他地下に設ける線類		1円	
	送電塔その他これに類するもの		1平方メートルにつき1月	325円
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1月	325円	
	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートルにつき1月	7円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		10円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		15円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		19円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		29円

	外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		39円
	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		68円
	外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		97円
	外径が 1メートル以上のもの		195円
	橋その他通路に供するもの		100円
	工事のための仮設建築物及び臨時材料置場	1平方メートルにつき1月	500円
	上記以外のもの	川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）別表の規定に準じて市長が定める。	

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

準用河川の土地占用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。